

平成25年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

(注) 赤下線部が変更・訂正箇所です。法令改正による内容の変更は直線 (—)、誤植による正誤は波線 (〰) としています。

頁	新	旧
520	「2. - (1) 特恵受益国又は特恵受益地域」の見出しの一部を変更する。 (1)特恵受益国又は特恵受益地域 <u>(137カ国・7地域)</u>	(1)特恵受益国又は特恵受益地域 <u>(138カ国・7地域)</u>
524	「6. 経済連携協定との関係」の内容の一部を変更する。 6. 経済連携協定との関係 わが国と 経済連携協定 を締結しているメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー及びASEAN諸国を原産地とする物品に対しては 経済連携協定税率 (EPA 税率) を適用することになっているので、同協定の適正な実施を確保するため、特恵対象物品のうち、EPA 税率が特恵税率と同じか又は特恵税率より低いものについては、特恵関税の適用は除外とされ EPA 税率が適用となる《暫定令第25条第2項第4号、 <u>第6号</u> 、財務省告示(平成19年第134号第1号(ニ))》。これは、EPA 税率に係るセーフガード措置、原産地の認定及び原産地証明書の発給等に関し、特恵関税の場合と異った取扱いを行う必要があるからである。 ただし、日ASEAN包括的経済連携協定の締約国のうち、特別特恵受益国であるカンボジア、ラオス及びミャンマーについては、EPA 税率と特恵税率が併存し、いずれかを適用できることになっている《暫定令第25条第2項 <u>第7号</u> 》。	6. 経済連携協定との関係 わが国と 経済連携協定 を締結しているメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー及びASEAN諸国を原産地とする物品に対しては 経済連携協定税率 (EPA 税率) を適用することになっているので、同協定の適正な実施を確保するため、特恵対象物品のうち、EPA 税率が特恵税率と同じか又は特恵税率より低いものについては、特恵関税の適用は除外とされ EPA 税率が適用となる《暫定令第25条第2項第4号、 <u>第5号</u> 、財務省告示(平成19年第134号第1号(ニ))》。これは、EPA 税率に係るセーフガード措置、原産地の認定及び原産地証明書の発給等に関し、特恵関税の場合と異った取扱いを行う必要があるからである。 ただし、日ASEAN包括的経済連携協定の締約国のうち、特別特恵受益国であるカンボジア、ラオス及びミャンマーについては、EPA 税率と特恵税率が併存し、いずれかを適用できることになっている《暫定令第25条第2項 <u>第5号</u> 》。